

令和 7 年度

品川区臨時的任用職員募集案内

<建築、電気>

令和 7 年 11 月 12 日
品 川 区

この採用選考は、品川区において臨時的に任用する正規職員の採用予定者を決定するために実施するものです。

※ 臨時的に任用する職員とは、「地方公務員法」に基づき、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、あらかじめ任期を定めて採用する正規（フルタイム）の職員です。

1 採用職種・受験資格および採用予定人数

職種	採用区分	受 験 資 格	採 用 予定数	勤務場所
建築	I 類	日本国籍を有し、平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた方	若干名	区役所など (敷地内禁煙)
電気	I 類		若干名	

ただし、次の方は応募できません。

- ・ 地方公務員法等で選考を受けることができないとされる方(最終ページ《参考》参照)
- ・ 現に品川区の職員である方

※ただし、教育公務員、特別職非常勤職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員または「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」の規定に基づき採用されている任期付職員は受験できます。

2 採用予定時期

令和 8 年 4 月 1 日以降

3 任 期

採用日から 1 年以内（令和 9 年 3 月 31 日まで）

※ 1 回の任期は 6 月以内とし、更新となった場合は最大 1 年の任期となります。

※ 任期の範囲内において、人事異動を行うことがあります。

4 合格者の取扱い

合格者は臨時的任用職員採用候補者名簿に登録され、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において採用します。欠員状況によっては採用されない場合があります。名簿登載期間は、登載日から令和 8 年 9 月 30 日までです。

5 名簿登載の取消し

次の事項に該当する場合は、名簿登載を取消し、名簿から削除します。

- (1) 名簿登載を辞退した場合
- (2) 受験資格を欠いていることが明らかになった場合
- (3) 品川区職員として採用された場合
- (4) 任用に関する照会に正当な理由なく応答しない場合
- (5) 心身の故障その他の事由により、臨時的任用職員として適正を欠くことが明らかとなった場合

6 選考方法・日程

(1) 第一次選考

選 考 日	令和7年12月14日（日）	
選 考 方 法	建築	論文（課題式：1，000字以内 80分）
	電気	
合格発表	令和8年1月中旬（予定）※合否にかかわらず、受験者全員に通知します。	

(2) 第二次選考

選 考 日	令和8年1月中旬以降（予定）
選 考 方 法	面接
最終合格発表	令和8年2月中旬（予定）
	※ 合否に関わらず、選考受験者全員に通知します。

7 選考会場

品川区役所(品川区広町2-1-36)

(JR京浜東北線・りんかい線・東急大井町線「大井町駅」徒歩8分、または東急大井町線「下神明駅」徒歩5分)

※会場の詳細は、メールでお知らせします。

8 申込手続き・受験票の交付

① 申し込み方法

品川区職員採用案内HP(<https://job.axol.jp/jn/c/shinagawa/public/top>)より申し込みが可能です。HP内の「エントリー」から「臨時的任用職員/技術系職種」を選択し、エントリーフォームに基本情報(氏名、住所など)を登録してください。顔写真は、写真データをエントリーフォーム内の「設問1」にて、「.jpg」「.jpeg」「.png」のいずれかのファイル形式でアップロードしてください。ファイルの推奨サイズは、縦560ピクセル、横420ピクセル、縦横比4×3の比率です。



【品川区職員採用案内HP QRコード】

② 受付期間

令和7年11月12日(水)～令和7年12月4日(木)

※ 上記期間内に正常に受信したものを有効とします。なお、予期せぬシステム障害や機器停止等のトラブルについては、一切責任を負いません。

③ 第一次選考の案内について

エントリーフォームの登録完了後に、登録されたメールアドレス宛に第一次選考の案内を通知します。なお、12月10日(水)までに第一次選考の通知が届かない場合は、12月11日(木)以降に、品川区人事課までお問い合わせください。

9 勤務条件等 ※ 令和7年4月1日現在

(1) 給与(地域手当含む)

職種	建築	機械
月額	約264,000円～	

※ 住居手当、通勤手当、扶養手当、期末・勤勉手当等の各種手当が規定に基づき支給されます。

※ 給与改定や制度改正が行われた場合は、その額によります。

※ 採用前の職務経験等がある場合は、一定の基準により加算されます。

(2) 勤務形態等

勤務日	月曜日～金曜日
勤務時間	1日7時間45分、1週間38時間45分

※ 職場により土・日・祝日に勤務となる場合もあります。

(3) 有給休暇等

原則、任期の定めのない常勤職員に準じて取得できます。

10 問い合わせ先

〒140-8715 品川区広町2-1-36

品川区役所区長室 人事課人事係(本庁舎5階)

電話: 03-5742-7140(直通) FAX: 03-5742-6872

※ 選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

個人情報の取扱いについて

個人情報については、品川区情報公開・個人情報保護条例に基づき、適切に管理しています。また、規定の保存年限経過後に廃棄します。

《参考》 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

【品川区役所 案内】

